

船橋市総合計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

船橋市総合計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的にとりまとめた計画である船橋市総合計画が平成32年度で期間満了となる。

船橋市総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」から構成されており、平成33年度を初年度とする新たな総合計画では、「基本構想」及び「基本計画」を策定する。

次期総合計画の策定にあたっては、社会情勢や本市の抱える課題の整理、現行計画の検証、幅広い市民意見の取り入れなど、数多くのデータ収集や多様かつ高度な分析等が必要であることから、策定支援業務を委託するものである。

3. 委託期間

契約締結日から平成33年3月31日まで

4. 委託業務内容

平成33年度を初年度とする総合計画の策定作業全般の細部にわたる支援業務を行う。

(1) 計画準備

ア. 業務概要

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な「(2) 基礎調査・現状分析」から「(9) パブリックコメントの実施支援」までの各業務における工程別の作業実施計画を立案するものとする。また、本業務の遂行に必要な事項について、本市と調整を図り、適切な作業実施計画を作成すること。

イ. 時期

本業務契約締結後、速やかに行うこと。

(2) 基礎調査・現状分析

ア. 業務概要

本市における自然・社会動態、産業・経済活動、市民活動、行政資源等総合計画の策定にあたり必要となる基礎的データを収集し、類似・近隣自治体等の比較及び地区別分析等により、本市の強み・弱み、特性等の分析を行うとともに、社会経済動向の整理、本市への影響分析等を行い報告書を作成する。

また、平成27年度に策定した船橋市人口ビジョンにおいて作成した「将来人口推計」について、平成30年4月1日を基準日として新たに推計を行い、分析を行う。

イ. 時期（想定）

平成30年6月～8月頃

（成果物は後述する市民会議等で活用することを想定している）

ウ. その他

調査項目については、本総合計画と同時期に策定する船橋市都市計画マスタープランとの整合を図る必要があることから、本業務契約締結後、協議によって決定するものとする。

(3) 市民意識等の把握

ア. 業務概要

市に対する市民の意識等を把握するため、郵送によるアンケート調査の実施、集計及び分析を行い、報告書等を作成する。

- ・調査対象者数は、提案による（ただし、最低限3,000人）
- ・「行政ブロック（5ブロック）」「地区コミュニティ（24地区）」による集計及び分析が必要となることに留意すること。
- ・アンケート回収率向上のための御礼状兼督促状の発送を行うこと。

イ. 時期（想定）

平成30年6月～9月頃

（成果物は後述する市民会議等で活用することを想定している）

ウ. その他

- ・調査対象者の抽出は本市において行う。
- ・アンケートの設問項目については、本総合計画と同時期に策定する船橋市都市計画マスタープランとの整合を図る必要があることから、本業務契約締結後、協議によって決定するものとする。
- ・アンケート調査に必要な費用（アンケート作成費、封筒やはがき等の消耗品費、印刷費、通信費）は委託料の中に含むものとする。

《参考》

船橋市後期基本計画策定時の市民アンケート調査（平成21年度実施）

調査対象：満15歳以上の市民6,000人

有効回収数：1,913サンプル（回収率31.9%）

（4）市民参画に関する運営支援

ア．業務概要

将来都市像などについて市民とともに考えるための市民参画に係る手法の提案及び実施（ファシリテーター業務を含む）並びにそれに関する資料の準備、会議概要及び報告書の作成等、運営支援を行う。

市民参画の手法については、下記を想定している。

【平成30年度】

①地域における自由参加型の市民参画

【目的】市民の地域における課題を抽出するとともに、地域ごとの特性を活かした意見交換を行うことを目的とする。

【実施回数】現総合計画において設定している24の地区コミュニティの各地区において最低1回ずつ実施

【参加方法】自由参加（事前に広報等で実施日時を周知し、当日自由参加）

【時期】10月～12月頃

②市民公募型の市民参画

【目的】市内の各地域の市民が1か所に集まり、それぞれの立場、地域性、年齢層等の違いを比較・共有しながら市全体に係る意見交換を行うことを目的とする。

【実施日数】3日程度

【参加方法】公募（ただし幅広い意見を聴くことに留意して公募方法を決定する）

【時期】10月～12月頃

《参考》

船橋市後期基本計画策定時の市民会議実施方法

無作為抽出による市民アンケートの実施時に、市民会議への募集案内を同封し、応募のあった市民から抽出により選出した市民に3日間のワークショップ（有償型）を実施。

【平成31年度】

- 素案に対する意見交換会

平成30年度の内容・結果を踏まえて実施手法の提案を行う。

【平成32年度】

- 原案に対する市民説明会

行政5ブロックの各地区において実施する。

イ. その他

各会議等の運営に必要となる費用（報償費、消耗品費等）は委託料の中に含むものとする。

(5) 職員参画に関する運営支援

ア. 業務概要

意識調査（市民アンケート等）・市民会議等により得た課題等を基に実施する職員ワーキンググループの活動に係る手法の提案並びにそれに関する資料の準備、会議概要及び報告書の作成等、運営支援を行う。

イ. 時期（想定）

平成30年度～平成32年度

(6) 基本構想及び基本計画の策定支援

ア. 業務概要

各種調査内容の結果等を踏まえ、基本構想及び基本計画の策定について支援する。

イ. 時期（想定）

平成30年度～平成32年度

(7) 総合計画策定委員会運営支援

ア. 業務概要

船橋市総合計画の計画原案を策定することを目的とする庁内組織である標記委員会における資料等の作成支援や必要に応じた会議への出席、会議録の作成等を行う。

イ. 時期（想定）

平成30年度～平成32年度

(8) 船橋市総合計画審議会運営支援

ア. 業務概要

船橋市総合計画の審議を行う条例上の附属機関である船橋市総合計画審議会における関連資料等の作成支援や会議への出席、会議録の作成等を行う。

イ. 時期（想定）

平成31年度

(9) パブリックコメントの実施支援

ア. 業務概要

総合計画の原案に対するパブリックコメントを実施するための関連資料等の作成支援並びに意見結果のとりまとめ及び計画案に対する意見結果の資料の作成を支援する。

イ. 時期（想定）

平成32年度

(10) 総合計画における進行管理の手法提案

総合計画を実行性のあるものとするため、計画－予算－評価が連動する進行管理手法の提案を行う。

(11) 総合計画書及び概要版の作成

総合計画書及び概要版の作成及び印刷製本を行う。

- ・ 計画書及び概要版のレイアウトの提案
- ・ 掲載する図表、地図、イラスト、写真等の提供

（製本部数は計画書1, 500部、概要版2, 000部を想定）

5. 成果品

進捗状況の報告は月に1回以上は必ず行い、打ち合わせ記録簿を提出すること。

各実施業務の成果品については、完成時点で速やかに納品すること。各報告書は冊子（50部）及びデータにより、その他の成果品（総合計画書及び概要版を除く）はデータにより納品すること。

ただし、成果品の具体的な内容については、市と協議のうえ決定する。なお、成果品に関しての著作権および所有権は船橋市に帰属する。

6. 遵守事項

- (1) 本業務に係る印刷物その他の著作権及び業務において作成したデータ結果

及び作成過程のデータの著作権及び所有権は、船橋市に帰属するものとする。

- (2) 受託者は、船橋市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「10. 担当部署」と連絡調整を行うこと。

7. 資料の貸与

市は、業務の遂行上必要な資料で、市が所有しているものについてはこれを貸与する。

8. 委託料の支払いについて

市は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に年度毎に一括して業務委託料を支払う。

9. その他

この仕様書は事業の提案をするにあたり、最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載の無い事項についても提案を妨げるものではない。この事項を踏まえた上で最良の提案を行うこと。指名業者の決定の後、プロポーザルでの提案を踏まえ、契約仕様を決定する。

10. 担当部署

船橋市 企画財政部 政策企画課 総合計画係

所在地 〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-2057

FAX 047-436-2058

メール seisaku@city.funabashi.lg.jp